

## 鹿児島県大阪事務所 鹿児島県PRサポーターショップ実施要領

### 1 趣旨

鹿児島県大阪事務所管轄内において、鹿児島県の食材を使った料理・飲料（焼酎等）を提供する飲食店等を、「鹿児島県PRサポーターショップ」（以下、「サポーターショップ」という。）として登録し、サポーターショップにおいて、鹿児島の食や観光の魅力を大いにPRするとともに、県産の食材や焼酎などの消費拡大を図ることを目的とする。

### 2 対象店舗

鹿児島県大阪事務所管轄内（2府17県：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山，岐阜，愛知，三重，富山，石川，福井，鳥取，島根，岡山，徳島，香川，愛媛，高知）で営業し、県産の食材を使った料理や飲料（焼酎等）を提供する飲食店等。

### 3 活動内容

#### (1) サポーターショップ

- ① 県が提供するポスター，パンフレット等のPR資材の設置
- ② 県が実施する各種調査実施に関する協力
- ③ 県等が実施するイベント等への協力
- ④ かごしま応援者証（ふるさと応援寄付金協力者）の提示者への特典提供（任意）
- ⑤ その他本県PRに関すること

#### (2) 鹿児島県

- ① PR資材の提供
- ② 県のホームページ，チラシ等によるサポーターショップの紹介
- ③ 本県の食材・飲料（焼酎等）や特産品に関する情報提供

### 4 登録等の方法

- (1) 登録を希望する飲食店等は、「鹿児島県PRサポーターショップ登録・変更申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入して、鹿児島県大阪事務所長に提出する。
- (2) 登録内容を変更する場合は、「鹿児島県PRサポーターショップ登録・変更申請書」（別紙様式1）に、変更となる内容を記入して鹿児島県大阪事務所長に提出する。
- (3) 登録を辞退する場合又は登録飲食店を閉店する場合は、「鹿児島県PRサポーターショップ辞退届出書」（別紙様式2）に必要事項を記入して、鹿児島県大阪事務所長に提出する。  
なお、辞退届出書の提出がない場合においても、登録飲食店の閉店を確認したときは登録の抹消を行うことができる。
- (4) 鹿児島県大阪事務所は、毎年登録内容について確認を行う。

### 5 登録証の交付

鹿児島県大阪事務所長がサポーターショップの登録を確認した場合は、「鹿児島県PRサポーターショップ登録証」（別紙様式3）を、登録を希望する飲食店等に交付する。

#### 附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年9月30日から施行する。